

令和3年4月1日より、**産婦健康診査事業**を始めます

○対象者：令和3年4月1日以降に出産された、
登米市に住所のある産婦さん

○助成回数：2回（産後2週間頃、産後1か月頃）

○健診内容：お母さんの心と体の健康状態の確認
（問診、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェックなど）

○受診方法：産婦健康診査受診票（助成券）を持って医療機関へ受診して
ください。

○助成額：1回の健診で5000円まで
（上限額を上回った場合は自己負担になります）



ご確認頂きたいこと

- ・令和3年3月31日以前に出生された方は対象にはなりません。
- ・受診票は、県内の協力医療機関のみで使用できます。

◎里帰り等で、県外の協力医療機関以外で産婦健康診査を受けられる方へ◎
産婦健康診査後に申請することにより、要した費用（保険外診療）の一部（上記助成額内）
を助成します。申請場所は、各総合支所健康づくり係または健康推進課になります。
・申請期限：受診した日から6か月以内

